

「OCN 光 with フレッツ」利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

- 第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「OCN 光 with フレッツ」利用規約（料金表を含みます。以下「規約」といいます。）を定め、OCN 光 with フレッツを提供します。
- 2 OCN 光 with フレッツ契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

- 第2条 本規約は契約者と当社との間におけるOCN 光 with フレッツのご利用に係る条件について適用します。ただし、この規約に定めていない提供条件については、それぞれ第2種契約及びBフレッツ等契約によるものとします。

(本規約の変更)

- 第3条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(本規約の公表)

- 第4条 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義)

- 第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 OCN 光 with フレッツ	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース1及びコース3に規定するものに限ります）とBフレッツ等契約をあわせて、契約するもの
2 OCN 光 with フレッツ契約	当社からOCN 光 with フレッツの提供を受けるための契約
3 OCN 光 with フレッツ契約者	当社とOCN 光 with フレッツ契約を締結している者
4 第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供を受けるための契約
5 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
6 Bフレッツ等	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5のうち当社が料金表第1表 2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に定めるものに限ります。）に係るもの、または西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5のうち当社が料金表第1表 2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に定めるものに限ります。）に係るもの
7 Bフレッツ等契約	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のBフレッツ等の提供を受けるための契約
8 Bフレッツ等契約者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社とBフレッツ等契約を締結している者

第2章 契約

(契約の単位)

- 第6条 当社は、1の第2種契約と1のBフレッツ等契約につき、料金表第1表 2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）

ラン)に規定する1のOCN光 with フレッツ契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種契約及び1のBフレッツ等契約につき1人に限ります。

- 2 OCN光 with フレッツの申込時に東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の事由によりBフレッツ等のタイプが変更された場合、当社よ、かかる変更に伴い、申込のあったOCN光 with フレッツのプランから他のOCN光 with フレッツのプランへ変更することがあります。

(契約の利用申込)

第7条 OCN光 with フレッツの申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の方法により、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に申込みいただきます。当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

(利用申込の承諾)

第8条 当社は、OCN光 with フレッツの申込みがあった場合には、受け付けの順から承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当する場合、利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) OCN光 with フレッツの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (2) OCN光 with フレッツの申込みをした者が、IP通信網サービス及びBフレッツ等に係る料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれあるとき。
 - (3) 第16条(適用の条件)の規定により、OCN光 with フレッツの提供ができないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、利用申込料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(プラン1からプラン8)に限ります。)のOCN一括請求タイプに係るもの場合には、利用申込を承諾しません。ただし、第15条(プランの変更)において本条を準用する場合は、この限りではありません。

(届出事項の変更)

第9条 契約者は、利用申込の際又はその後当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に準じます。

(契約者の氏名等の変更)

- 第11条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(OCN光 with フレッツ契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第12条 契約者がOCN光 with フレッツ契約に基づいてOCN光 with フレッツ契約の提供を受ける権利は、譲渡することができません。但し、本契約に係る第2種契約等の譲渡があった場合は、その限りではありません。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。

(契約者が行うOCN光 with フレッツ契約の解除)

- 第13条 契約者は、OCN光 with フレッツ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。
- 2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による第2種契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を請求することができます。
- 3 第2種契約及びBフレッツ等契約を解除しようとするときは、それぞれの契約約款の規定に基づいて、手続きして

いただきます。

(当社が行うOCN 光 with フレッツ契約の解除)

第14条 当社は、契約者がこの規約及び第2種契約の規定に違反したときは、OCN 光 with フレッツ契約を解除することがあります。

- 2 契約者が当社の別に定める期限までにOCN 光 with フレッツに係る料金等の支払いを怠った場合は、OCN 光 with フレッツ契約を解除することがあります。
- 3 契約者が当社へOCN 光 with フレッツ契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るBフレッツ等契約の解除を行い、その事実を当社が知り得た場合は、OCN 光 with フレッツ契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。
- 4 この規約に定めていない第2種契約及びBフレッツ等契約の解除については、それぞれの契約約款に規定するところによることとします。
- 5 当社は、第1項、第2項の規定により、そのOCN 光 with フレッツ契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合及び本条第3項の適用を受ける場合は、この限りではありません。

(プランの変更)

第15条 契約者は、OCN 光 with フレッツ契約に係る同一タイプの変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第6条 (契約の単位)、第7条 (契約の利用申込)、第8条 (利用申込の承諾) の規定に基づいて取扱います。

(当社が行うプランの変更)

第15条の2 当社は、OCN 光 with フレッツ契約に係る同一タイプの変更において、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の事由によりBフレッツ等のタイプ変更がされた場合、かかる変更に伴い、契約のOCN 光 with フレッツのプランから他のOCN 光 with フレッツのプランへ変更することがあります。

(適用の条件)

第16条 OCN 光 with フレッツは、料金表 第1表 2-3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン) に規定する第2種契約及びBフレッツ等契約が必要となります。料金表 第1表 2-3 (OCN 光 with フレッツ対応プラン) に規定のないBフレッツ等契約を締結しているときは、OCN 光 with フレッツを提供しません。

- 2 OCN 光 with フレッツは、Bフレッツ等契約 (西日本電信電話株式会社に係るものに限り) において、次の各号のいずれかの適用が必要となります。
 - (1) 「フレッツ・あっと割引」
 - (2) 「フレッツ・ずっと割引」 (適用期間が2年間を超えるものに限り)
- 3 当社が別に定める場合は、OCN 光 with フレッツを提供しません。

(最低利用期間)

第17条 OCN 光 with フレッツには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む利用月から起算して2年間とします。
- 3 契約者は、最低利用期間内にOCN 光 with フレッツ契約の解除及び利用停止があった場合は、以下の料金を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
 - (1) 料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ1の場合
違約金 5,000円 (不課税)
 - (2) 料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ2の場合
違約金 8,000円 (不課税)

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 第13条 (契約者が行うOCN 光 with フレッツ契約の解除) の2項に規定する初期契約解除に伴うOCN 光 with フレッツ契約の解除があった場合
- (2) 料金表に引段の定めがある場合

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第18条 契約者は、当社に対して、料金表第1表(料金)に規定する月額料金の支払を要します。なお、この料金は料金表通則に規定する計算方法により計算するものとします。

2 この規約に定めていない料金の取り扱いについては、当社のIP通信網サービス契約約款によるものとします。

(料金の支払い)

第19条 料金の支払いについては、次のとおりとします。

(1) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合

ア 第2種契約に係る料金について、当社から請求するものとします。

イ 契約者が、第2種契約に係る料金とBフレッツ等に係る料金をあわせて支払うことを希望するときは、請求事業者として当社が定めるNTTファイナンス株式会社の請求に基づき第2種契約に係る料金を支払っていただきます。ただし、次の場合については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の請求に基づき第2種契約に係る料金を支払っていただきます。

(ア) NTTファイナンス株式会社から請求できない場合

(イ) 契約者によるOCN光withフレッツ契約の変更等により、第2種契約に係る料金とBフレッツ等に係る料金をあわせて請求できない場合

(ウ) 当社に特別の事情がある場合

ウ イに規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の請求に基づき第2種契約に係る料金を支払う場合において、次に掲げる場合については、アの規定に基づき第2種契約に係る料金を支払っていただきます。

(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から請求できない場合

(イ) 契約者によるOCN光withフレッツ契約の変更等により、第2種契約に係る料金とBフレッツ等に係る料金をあわせて請求できない場合

(ウ) 当社に特別の事情がある場合

(2) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(プラン1からプラン8に限ります)のOCN一括請求タイプの場合

ア 第2種契約及びBフレッツ等契約に関する料金について、当社からあわせて請求するものとします。

イ 当社は、契約者のBフレッツ等に係る料金等を契約者に代わって東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して支払うこととします。ただし、契約者が当社の別々に定める期限までにOCN光withフレッツに係る料金等の支払いを怠った場合は、当社は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対する支払いを停止します。

(月額料金)

第20条 月額料金の適用については、次のとおりとします。

(1) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合

ア OCN光withフレッツの月額料金は、定額利用料とします。

イ OCN光withフレッツの定額利用料は、第2種契約(当社のIP通信網サービス契約約款に規定する定額利用料に係るものに限ります。)の料金です。その料金は、料金表第1表(料金)に規定するものとします。

ウ Bフレッツ等契約に係る料金等については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するものとします。

(2) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(プラン1からプラン8に限ります)のOCN一括請求タイプの場合

ア OCN光withフレッツの月額料金は、定額利用料と加算額をあわせたものとします。

イ OCN光withフレッツの定額利用料は、第2種契約(当社のIP通信網サービス契約約款に規定する定額利用料に係るものに限ります。)の料金です。その料金は、料金表第1表(料金)に規定するものとします。

ウ Bフレッツ等契約(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する利用料に係るものに限ります。)に相当する料金を含むOCN光withフレッツの加算額は、料金表第1表2-2(加算額)に規定する料金を適用します。

エ 当社の別々に定めるBフレッツ等契約に係る料金等については、当社が支払いをすることなく、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から契約者へ請求するものとします。

第4章 雑則

(契約者情報の取り扱い)

第21条 契約者は、OCN光 with フレッツを提供する目的で、当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

- (1) Bフレッツ等の申込の手続きの処理状況
- (2) Bフレッツ等の利用料金と利用明細（付加サービス利用料も含む）
- (3) Bフレッツ等契約の変更に係る事実（廃止、移乗等）
- (4) 第2種契約及びBフレッツ等契約の契約内容
- (5) 契約者の料金収納状況
- (6) 契約者からの問合せ内容
- (7) Bフレッツ等の請求情報及びそれに関する情報

第21条の2 契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2で第2種契約に係る料金とBフレッツ等に係る料金をあわせて支払うことを希望するときに限り）は、OCN光 with フレッツの料金を請求する目的で、当社とNTTファイナンス株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

- (1) 第2種契約の契約内容
- (2) 契約者の料金収納状況
- (3) 契約者からの問合せ内容
- (4) その他料金を請求するために必要な情報

(個人情報の取扱い)

第22条 当社は、OCN光 with フレッツの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(初期契約解除に係る取扱い)

第23条 第13条（契約者が行うOCN光 with フレッツ契約の解除）の2項に規定する初期契約解除を行った場合において、契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る工事費、事務手数料、料金及びその他の債務と同額とします。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、以下の場合を除き、第2種契約及びBフレッツ等契約の規定に基づき料金を計算することとします。
 - (1) OCN 光 with フレッツの提供を開始した日（OCN 光 with フレッツ契約及び第2種契約に係る細目及び区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供するOCN 光 with フレッツの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定するOCN 光 with フレッツサービス契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - ア 第13条（契約者が行うOCN 光 with フレッツ契約の解除）の2項に規定する初期契約解除に伴うOCN 光 with フレッツ契約の解除があった場合
 - イ 料金表に別段の定めがある場合
 - (2) OCN 光 with フレッツの契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のプラン1からプラン8のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のBフレッツ等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。

(料金の請求方法)

- 2 当社は、第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2-1（タイプ1のプラン1からプラン8のOCN一括請求タイプに係るもの）（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のBフレッツ等の利用料相当額の一部料金を除きます）に規定する料金については、利用月の翌月に請求することとします。
- 3 当社は、第1表 2-2-1（タイプ1のプラン1からプラン8のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のBフレッツ等の利用料相当額の一部料金及び別に定めるBフレッツ等に係る料金等については、Bフレッツ等契約の料金等を適用し、その請求は利用月の翌々月にすることとします。

(その他)

- 4 この料金表等に規定する料金については、本規約で別に定める場合を除いて、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーン（当社が別に定めるものに限り、）が適用される場合であっても、第1表 2（月額料金）に規定する金額を本規約に従い請求するものとします。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり機能の態様による細目を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース1に規定するものに限り、）とBフレッツ等契約をあわせて契約するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース3に規定するものに限り、）、当社が別に定めるサービス契約及びBフレッツ等契約をあわせて契約するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース1に規定するものに限り、）とBフレッツ等契約をあわせて契約するもの	タイプ2	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース3に規定するものに限り、）、当社が別に定めるサービス契約及びBフレッツ等契約をあわせて契約するもの
	区 別	内 容					
タイプ1	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース1に規定するものに限り、）とBフレッツ等契約をあわせて契約するもの						
タイプ2	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約（第2種契約のタイプ3のコース3に規定するものに限り、）、当社が別に定めるサービス契約及びBフレッツ等契約をあわせて契約するもの						

(2) タイプ1の区分に係る料金の適用

ア タイプ1には、次の区分があります。

プラン	区 分
プラン1	OCN 光 with フレッツ ファミリー・東日本
プラン2	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・東日本
プラン3	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・東日本
プラン4	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本
プラン5	OCN 光 with フレッツ ファミリー・西日本
プラン6	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・西日本
プラン7	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・西日本
プラン8	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本
プラン9	OCN 光 with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード 隼・西日本
プラン10	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・プラン2・西日本
プラン11	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・プラン1・西日本
プラン12	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・ミニ・西日本
プラン13	OCN 光 with フレッツ ファミリー・光ライト・東日本
プラン14	OCN 光 with フレッツ マンション・光ライト・東日本
プラン15	OCN 光 with フレッツ ファミリー・光ライト・西日本
プラン16	OCN 光 with フレッツ マンション・光ライト・西日本

イ 支払い方法による細目

細目	内容
地域合算請求タイプ	第2種契約に係る料金を当社から請求し、契約者の希望によりNTTファイナンス株式会社からBフレッツ等に係る料金とあわせて請求するもの
OCN一括請求タイプ	第2種契約及びBフレッツ等契約に関する料金について、当社からあわせて請求するもの

備考

1 OCN一括請求タイプはプラン1からプラン8に限り適用します。

<p>(3) タイプ2の区分に係る料金の適用</p>	<p>ア タイプ2には、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="483 297 1337 907"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン6</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン7</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン8</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン9</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーノイスピード集・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン10</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・プラン2・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン11</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・プラン1・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン12</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・ミニ・西日本</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	区 分	プラン1	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本	プラン2	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本	プラン3	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本	プラン4	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本	プラン5	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本	プラン6	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本	プラン7	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本	プラン8	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本	プラン9	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーノイスピード集・西日本	プラン10	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・プラン2・西日本	プラン11	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・プラン1・西日本	プラン12	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・ミニ・西日本
プラン	区 分																										
プラン1	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本																										
プラン2	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本																										
プラン3	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本																										
プラン4	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本																										
プラン5	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本																										
プラン6	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本																										
プラン7	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本																										
プラン8	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本																										
プラン9	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーノイスピード集・西日本																										
プラン10	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・プラン2・西日本																										
プラン11	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・プラン1・西日本																										
プラン12	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーノイスピード集・ミニ・西日本																										
<p>(4) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア OCN 光 with フレッツ契約者 (2)のOCN一括請求タイプの者を除きます。以下この欄において同じとします。) から定期利用の申出があった場合には、2-1 (定額利用料) に規定する定額利用料から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="499 1048 1313 1429"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額利用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</td> <td>100円 (108円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16</td> <td>50円 (54円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 前項の定期利用期間は、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、OCN 光 with フレッツ契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込をした日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。</p> <p>ウ OCN 光 with フレッツ契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月および翌々月以外の解除、又は定期利用期間に係るOCN 光 with フレッツサービスの解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、第13条 (契約者が行うOCN 光 with フレッツ契約の解除) の2項に規定する初期契約解除に伴うOCN 光 with フレッツ契約の解除があった場合はこの限りではありません。</p>	区 分	定額利用料の減額(月額)	タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	100円 (108円)	タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9		タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (54円)	タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12																	
区 分	定額利用料の減額(月額)																										
タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	100円 (108円)																										
タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9																											
タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (54円)																										
タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12																											

区分	違約金 (不課税)
タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13 及びプラン15	2,400円
タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9	
タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、 プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、 プラン14及びプラン16	1,200円
タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、 プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン 12	

2 月額料金

2-1 定額利用料

(1) タイプ1のもの

1契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1	1,200円 (税込1,296円)
プラン2	950円 (税込1,026円)
プラン3	950円 (税込1,026円)
プラン4	700円 (税込756円)
プラン5	1,200円 (税込1,296円)
プラン6	860円 (税込928.8円)
プラン7	810円 (税込874.8円)
プラン8	700円 (税込756円)
プラン9	1,200円 (税込1,296円)
プラン10	860円 (税込928.8円)
プラン11	860円 (税込928.8円)
プラン12	860円 (税込928.8円)
プラン13	1,200円 (税込1,296円)
プラン14	950円 (税込1,026円)
プラン15	1,200円 (税込1,296円)
プラン16	860円 (税込928.8円)

(2) タイプ2のもの

1契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1	1,900円 (税込2,052円)
プラン2	1,650円 (税込1,782円)
プラン3	1,650円 (税込1,782円)
プラン4	1,400円 (税込1,512円)
プラン5	1,900円 (税込2,052円)
プラン6	1,560円 (税込1,684.8円)
プラン7	1,510円 (税込1,630.8円)
プラン8	1,400円 (税込1,512円)
プラン9	1,900円 (税込2,052円)
プラン10	1,560円 (税込1,684.8円)
プラン11	1,560円 (税込1,684.8円)
プラン12	1,560円 (税込1,684.8円)

2-2 加算額

2-2-1 タイプ1のプラン1からプラン8のOCN一括請求タイプに係るもの

1契約ごとに月額

区別	内容	区分		金額	
Bフレッツ等利用料相当額	東日本電信電話株式会社のBフレッツ等の利用料相当額	ファミリー	100Mb/sのもの	5,200円 (税込5,616円)	
			200Mb/sのもの		
		1Gb/sのもの	無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合	5,700円 (税込6,156円)	
			上記以外	5,400円 (税込5,832円)	
	マンション・プラン2	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		2,850円 (税込3,078円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円 (税込3,078円)
				上記以外の場合	2,500円 (税込2,700円)
		200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		2,850円 (税込3,078円)
		1Gb/sのもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合		3,350円 (税込3,618円)
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合		3,050円 (税込3,294円)
	マンション・プラン1	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,250円 (税込3,510円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円 (税込3,510円)
				上記以外の場合	2,900円 (税込3,132円)
		200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,250円 (税込3,510円)
		1Gb/sのもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合		3,750円 (税込4,050円)
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合		3,350円 (税込3,618円)
	マンション・ミニ	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,850円 (税込4,158円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,850円 (税込4,158円)
上記以外の場合				3,500円 (税込3,780円)	

		200Mb/s のもの	グレード1-1に係るもの			3,850円 (税込4,158円)	
		1Gb/s のもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合			4,350円 (税込4,698円)	
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合			4,050円 (税込4,374円)	
西日本 電信電 話株式 会社の Bフレ ッツ等 の利用 料相当 額	ファミリ ー		—			4,970円 (税込5,367.6円)	
	マンショ ン・プラン 2	100Mb/s のもの	カテゴリー1に係るもの	II 型	50Mbit/s タイプ	2,740円 (税込2,959.2円)	
					70Mbit/s タイプ	2,790円 (税込3,013.2円)	
					100Mbit/s タイプ	2,840円 (税込3,067.2円)	
				III 型	—	2,340円 (税込2,527.2円)	
				カテゴリー2に係るもの	I 型	—	3,240円 (税込3,499.2円)
					II 型	—	2,940円 (税込3,175.2円)
		III 型	—		2,740円 (税込2,959.2円)		
		カテゴリー3に係るもの	I 型	—	2,940円 (税込3,175.2円)		
			II 型	—	2,940円 (税込3,175.2円)		
			III 型	—	2,340円 (税込2,527.2円)		
		200Mb/s のもの	—	I 型	—	2,940円 (税込3,175.2円)	
		マンショ ン・プラン 1	100Mb/s のもの	カテゴリー1に係るもの	II 型	50Mbit/s タイプ	3,190円 (税込3,445.2円)
	70Mbit/s タイプ					3,240円 (税込3,499.2円)	
	100Mbit/s タイプ					3,290円 (税込3,553.2円)	
	III 型				—	2,790円 (税込3,013.2円)	
	カテゴリー2に係るもの				I 型	—	3,690円 (税込3,985.2円)
					II 型	—	3,390円 (税込3,661.2円)
			III 型	—	3,190円 (税込3,445.2円)		
	カテゴリー3に係るもの		I 型	—	3,390円 (税込3,661.2円)		
II 型			—	3,390円			

				型		(税込3,661.2円)
				III型	—	2,790円 (税込3,013.2円)
		200Mb/s のもの	—	I型	—	3,390円 (税込3,661.2円)
	マンション・ミニ	100Mb/s のもの	カテゴリー2に係るもの	II型	—	4,110円 (税込4,438.8円)
I型				—	4,110円 (税込4,438.8円)	
						II型
III型		—	3,510円 (税込3,790.8円)			
			200Mb/s のもの	—	I型	—

備考

- 東日本電信電話株式会社のBフレッツ等の利用料相当額、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の料金表第1表(料金)に規定するメニュー5-1(品目が100Mbit/sであってII-2型に係るもの及び1Gb/sに係るものを除く)及びメニュー5-2(品目がII-2型に係るものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。
- 西日本電信電話株式会社のBフレッツ等の利用料相当額、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の料金表第1表(料金)に規定するメニュー5-1(品目が100Mbit/sであってプラン5のもの及び200Mbit/sに係るものに限り)及びメニュー5-2(品目が1Gb/sに係るものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。

2-2-2 削除

2-2-3 削除

2-2-4 削除

2-2-5 削除

2-2-6 削除

2-2-7 削除

2-3 OCN光 with フレッツ対応プラン

2-1(定額利用料)に規定するプランを契約する場合、それぞれ以下の第2種契約及びBフレッツ等契約が必要となります。

(1) タイプ1のもの

プラン	第2種契約	Bフレッツ等契約
プラン1	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン1に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する次に掲げるIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mbit/sのプラン3-1に係るもの a メニュー5-1のII-1型の100Mbit/s又は200Mbit/sのプラン3-1に係るもの c メニュー5-1のII-1型の1Gbit/sのプラン3-1に係るもの

プラン2	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン2に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のI型又はII-1型のプラン2に係るIP通信網契約
プラン3	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン2に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のI型又はII-1型のプラン1に係るIP通信網契約
プラン4	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン2に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のI型又はII-1型のプラン・ミニ(ミニ)に係るIP通信網契約
プラン5	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン1に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mbit/s又は200Mbit/sのプラン5-1に係るIP通信網契約
プラン6	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン2に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mbit/sのカテゴリー3-1の又は200Mbit/sのプラン2に係るIP通信網契約
プラン7	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン2に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mbit/sのカテゴリー3-1の又は200Mbit/sのプラン1に係るIP通信網契約
プラン8	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン2に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mbit/sのカテゴリー3-1の又は200Mbit/sのプラン・ミニ(ミニ)に係るIP通信網契約
プラン9	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン3に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の1Gbit/sのプラン3に係るIP通信網契約
プラン10	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン4に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の1Gbit/sのカテゴリー1又はカテゴリー3-1のプラン2に係るIP通信網契約
プラン11	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン4に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の1Gbit/sのカテゴリー1又はカテゴリー3-1のプラン1に係るIP通信網契約
プラン12	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン4に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の1Gbit/sのカテゴリー1又はカテゴリー3-1のプラン・ミニ(ミニ)に係るIP通信網契約
プラン13	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン5に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のII-2-1型又はII-2-2型の100Mbit/sのプラン3-1に係るIP通信網契約
プラン14	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン6に係る第2種契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のII-2型の100Mbit/sのグレード1-1に係るIP通信網契約

プラン 15	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 5 に係る第 2 種契約	西本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-1 の 100Mb/s 品目のプラン 5-2 に係る I P 通信網契約
プラン 16	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 6 に係る第 2 種契約	西本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の 100Mb/s 品目のカテゴリ 3-2 に係る I P 通信網契約

(2) タイプ 2 のもの

プラン	第 2 種契約	B フレッツ等契約
プラン 1	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 1 に係る第 2 種契約	東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する次に掲げる I P 通信網契約 a メニュー 5-1 の I 型の 100Mbit/s のプラン 3-1 に係るもの b メニュー 5-1 の II-1 型の 100Mbit/s 又は 200Mbit/s のプラン 3-1 に係るもの c メニュー 5-1 の II-1 型の 1Gbit/s のプラン 3-1 に係るもの
プラン 2	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 2 に係る第 2 種契約	東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の I 型又は II-1 型のプラン 2 に係る I P 通信網契約
プラン 3	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 2 に係る第 2 種契約	東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の I 型又は II-1 型のプラン 1 に係る I P 通信網契約
プラン 4	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 2 に係る第 2 種契約	東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の I 型又は II-1 型のプラン・ミニ (ミニ) に係る I P 通信網契約
プラン 5	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 1 に係る第 2 種契約	西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-1 の 100Mbit/s 又は 200Mbit/s のプラン 5-1 に係る I P 通信網契約
プラン 6	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 2 に係る第 2 種契約	西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の 100Mbit/s のカテゴリ 3-1 の又は 200Mbit/s のプラン 2 に係る I P 通信網契約
プラン 7	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 2 に係る第 2 種契約	西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の 100Mbit/s のカテゴリ 3-1 の又は 200Mbit/s のプラン 1 に係る I P 通信網契約
プラン 8	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 3 のメニュー 1 のプラン 2 に係る第 2 種契約	西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の 100Mbit/s のカテゴリ 3-1 の又は 200Mbit/s のプラン・ミニ (ミニ) に係る I P 通信網契約
プラン 9	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 3 に係る第 2 種契約	西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-1 の 1Gbit/s のプラン 3 に係る I P 通信網契約
プラン 10	当社の I P 通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 4 に係る第 2 種契約	西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5-2 の 1Gbit/s のカテゴリ 1 又はカテゴリ 3-1 のプラン 2 に係る I P 通信網契約

プラン11	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン4に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の1Gbit/sのカテゴリー1又はカテゴリー3-1のプラン1に係るIP通信網契約
プラン12	当社のIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース1のメニュー1のプラン4に係る第2種契約	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の1Gbit/sのカテゴリー1又はカテゴリー3-1のプラン・ミニ（ミニ）に係るIP通信網契約

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年3月1日から実施します。

(経過措置)

2から3 削除

附 則

(実施期日)

1 この改正は、平成17年4月14日より実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年7月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年3月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年4月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2から5 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2から5 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2から5 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2から5 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年9月4日から実施します。

(経過措置)

- 2から6 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2から6 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年4月4日から実施します。

(遡及適用)

2 削除

(その他)

3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年5月1日から実施します。

(経過措置)

2から7 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年7月5日から実施します。

(その他)

2 削除

(経過措置)

3から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年7月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年8月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年2月25日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

2から8 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年4月17日から実施します。

ただし、平成20年3月31日以降に当社が事業法施行規則第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合であって、お客様から利用の申込みの意思表示があった場合は、この限りではありません。この場合は、その意思表示があった日から適用します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年6月1日から実施します。

(その他)

2から3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

この規約は、平成20年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年9月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年10月1日から実施します。

(その他)

2から3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年12月1日から実施します。

(経過措置)

2から3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から8 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から9 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年1月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年2月1日から実施します。

(その他)

2 削除

(経過措置)

3から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年3月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年11月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目とみなして取り扱います。

第2種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ3 コース1 プラン2 タイプ3 コース1 プラン5 タイプ3 コース1 プラン7	第2種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ3 コース1 プラン10 タイプ3 コース1 プラン10 タイプ3 コース1 プラン10
--	---

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年5月16日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この附則は、平成23年6月30日から実施します。

(その他)

2 実施期日平成23年6月1日の附則中、「平成23年6月30日まで」を「平成23年8月31日まで」に、「平成23

年12月31日まで」を「平成24年3月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この附則は、平成23年8月31日から実施します。

(その他)

2 実施期日平成23年6月30日の附則中、「平成23年8月31日まで」を「平成23年9月30日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約（プラン21からプラン28及びプラン33並びにプラン34に限り、以下、この附則において同じとします。）の申込みを当社が承諾し、平成24年4月30日までその提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月（そのOCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合においては当社が指定する料金月）について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年4月30日までその提供が開始された場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月（そのOCN 光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合においては当社が指定する料金月）について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）の該当プランに対応したBフレッツ等契約（第2種契約との組合せの場合に限り、）を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号（平成23年9月28日）の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2（加算額）の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号（平成23年9月28日）の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号（平成23年9月28日）の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月）について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

OCN 光 with フレッツサービスに係る契約 プラン1	OCN 光 with フレッツサービスに係る契約 タイプ1 コース2 プラン1
プラン2	タイプ1 コース2 プラン1

プラン3	タイプ1 コース2 プラン5
プラン4	タイプ1 コース2 プラン5
プラン5	タイプ1 コース2 プラン3
プラン6	タイプ1 コース2 プラン2
プラン7	タイプ1 コース2 プラン7
プラン8	タイプ1 コース2 プラン6
プラン9	タイプ1 コース2 プラン7
プラン10	タイプ1 コース2 プラン6
プラン11	タイプ1 コース2 プラン4
プラン12	タイプ1 コース2 プラン8
プラン13	タイプ1 コース2 プラン1
プラン14	タイプ1 コース2 プラン5
プラン16	タイプ1 コース2 プラン2
プラン17	タイプ1 コース2 プラン4
プラン18	タイプ1 コース2 プラン7
プラン19	タイプ1 コース2 プラン6
プラン20	タイプ1 コース2

プラン21	プラン8 タイプ1 コース1
プラン22	プラン1 タイプ1 コース1
プラン23	プラン3 タイプ1 コース1
プラン24	プラン2 タイプ1 コース1
プラン25	プラン4 タイプ1 コース1
プラン26	プラン5 タイプ1 コース1
プラン27	プラン7 タイプ1 コース1
プラン28	プラン6 タイプ1 コース1
プラン29	プラン8 タイプ1 コース1
プラン30	プラン9 タイプ1 コース1
プラン31	プラン11 タイプ1 コース1
プラン32	プラン10 タイプ1 コース1
プラン33	プラン12 タイプ1 コース1
プラン34	プラン13 タイプ1 コース1
	プラン14

3 タイプ2は、平成23年11月1日から承諾するものとします。

4 平成23年10月1日実施の附則の2中の「プラン21からプラン28及びプラン33並びにプラン34」を「タイプ1コース1のプラン1からプラン8及びプラン13並びにプラン14」に改めます。

5 この改正規定実施前、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1(コース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン14)に限り、)及びタイプ2に限り、以下、この附則において同じとします。)の申込みを当社が承諾し、平成24年7月31日までにその提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合においては当社が指定する料金月)について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年7月31日までにその提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合においては当社が指定する料金月)について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約(第2種契約との組合せの場合に限り、)を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号(平成23年9月28日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号(平成23年9月28日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号(平成23年9月28日)の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年12月1日から実施します。

(その他)

2 平成23年11月1日実施の附則2中の「タイプ1のコース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン14」を「タイプ1のコース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン16」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1(コース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン16)に限り、)及びタイプ2に限り、以下、この附則において同じとします。)の申込みを当社が承諾し、平成24年11月30日までにその提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合においては当社が指定する料金月)について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による

場合においては当社が指定する料金月)について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN光 with フレッツ対応プラン) の該当プランに対応したBフレッツ等契約 (第2種契約との組合せの場合に限ります。) を契約しているとき

(2) その他当社別記で定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通言網サービス契約約款の西企営第152号 (平成24年1月27日) の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2 (加算額) の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通言網サービス契約約款の西企営第152号 (平成24年1月27日) の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月 (西日本電信電話株式会社のIP通言網サービス契約約款の西企営第152号 (平成24年1月27日) の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月) について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別記で定める場合を除きます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

OCN光 with フレッツサービスに係る契約	OCN光 with フレッツサービスに係る契約
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン1
プラン1	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン2
プラン2	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン3
プラン3	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン4
プラン4	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン5
プラン5	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン6
プラン6	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン7
プラン7	
タイプ1	タイプ1
コース1	プラン8
プラン8	
タイプ1	タイプ1

コース1 プラン9 タイプ1 コース1 プラン10 タイプ1 コース1 プラン11 タイプ1 コース1 プラン12 タイプ1 コース1 プラン13 タイプ1 コース1 プラン14 タイプ1 コース1 プラン15 タイプ1 コース1 プラン16 タイプ1 コース2 プラン1 タイプ1 コース2 プラン2 タイプ1 コース2 プラン3 タイプ1 コース2 プラン4 タイプ1 コース2 プラン5 タイプ1 コース2 プラン6 タイプ1 コース2 プラン7 タイプ1 コース2 プラン8 タイプ2 コース1 プラン1	プラン9 タイプ1 プラン10 タイプ1 プラン11 タイプ1 プラン12 タイプ1 プラン13 タイプ1 プラン14 タイプ1 プラン15 タイプ1 プラン16 タイプ1 プラン1 タイプ1 プラン2 タイプ1 プラン3 タイプ1 プラン4 タイプ1 プラン5 タイプ1 プラン6 タイプ1 プラン7 タイプ1 プラン8 タイプ2 プラン1
---	---

タイプ2 コース1 プラン2	タイプ2 プラン2
タイプ2 コース1 プラン3	タイプ2 プラン3
タイプ2 コース1 プラン4	タイプ2 プラン4
タイプ2 コース1 プラン5	タイプ2 プラン5
タイプ2 コース1 プラン6	タイプ2 プラン6
タイプ2 コース1 プラン7	タイプ2 プラン7
タイプ2 コース1 プラン8	タイプ2 プラン8

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成24年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間にOCN光 with フレッツ契約（タイプ1（コース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン16に限り。）及びタイプ2に限り。）及びタイプ2に限り。）の申込み（そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限り。）を当社が承諾し、平成25年3月31日までにその提供を開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更（そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限り。）の請求を当社が承諾し、平成25年3月31日までにその提供を開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3（OCN光 with フレッツ対応プラン）の該当プランに対応したBフレッツ等契約（第2種契約との組合せの場合に限り。）を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第22号（平成24年5月31日）の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2（加算額）の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第22号（平成24年5月31日）の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第22号（平成24年5月31日）の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月）について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年9月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年9月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成24年9月18日から平成25年1月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1のプラン9からプラン12、並びにタイプ2のプラン9からプラン12)の申込み(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限ります。)を当社が承諾し、平成24年10月1日から平成25年7月31日まで(この提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限ります。)の請求を当社が承諾し、平成25年7月31日まで(この提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき

- (2) その他当社が別に定めているとき

- 3 平成24年10月1日から平成25年1月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1(プラン9からプラン12を除きます)、及びタイプ2(プラン9からプラン12を除きます))の申込み(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限ります。)を当社が承諾し、平成25年7月31日まで(この提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限ります。)の請求を当社が承諾し、平成25年7月31日まで(この提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 4 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成25年2月1日から平成25年5月31日までの間にOCN光withフレッツ契約(タイプ1、及びタイプ2)の申込み(そのOCN光withフレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限り)を当社が承諾し、平成25年11月30日までにその提供を開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光withフレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更(そのOCN光withフレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限り)の請求を当社が承諾し、平成25年11月30日までにその提供を開始された場合は、そのOCN光withフレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光withフレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光withフレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約(第2種契約との組合せの場合に限り)を契約しているとき

(2) その他当社が別に定めているとき

- 3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第157号(平成25年1月30日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第157号(平成25年1月30日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第157号(平成25年1月30日)の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成25年6月1日から平成25年9月30日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1、及びタイプ2)の申込み(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限ります。)を当社が承諾し、平成26年3月31日までその提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表で規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別に定める方法による場合に限ります。)の請求を当社が承諾し、平成26年3月31日までその提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表で規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。
- (1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき
 - (2) その他当社が別に定めているとき
- 3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第2条で規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月について、料金表で規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別に定める場合を除きます。
 - 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2で第2種契約に係る料金とBフレッツ等に係る料金をあわせて支払うことを希望するときに限ります。以下この附則において同じとします。)については、平成25年5月利用分(6月請求)から適用を開始します。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のおりとしします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成25年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年10月1日から平成26年5月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1、及びタイプ2)の申込み(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別々に定める方法による場合に限ります。)を当社が承諾し、平成26年11月30日までにその提供を開始された場合は、当社のIP通信サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更(そのOCN光 with フレッツ契約の申込みの方法が、当社が別々に定める方法による場合に限ります。)の請求を当社が承諾し、平成26年11月30日までにその提供を開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したBフレッツ等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき

(2) その他当社が別々に定めているとき

3 西日本電信電話株式会社のIP通信サービス契約約款の西企営第103号(平成25年9月30日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信サービス契約約款の西企営第103号(平成25年9月30日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、当社が別々に定める場合を除きます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成25年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成26年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成28年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は平成28年5月21日から実施します。

(経過措置)

2 その改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしてします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は平成29年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は平成30年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は平成30年10月1日から実施します。

附 則 (平成30年11月21日 NS企第00418101号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約 (料金表第1表 (料金) の1 (適用) の(4) (定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用) に規定する定期利用の申出があった場合に限り) を西日本電信電話株式会社から取り次がれた場合であって、申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成31年6月30日までにその利用が開始された場合は、OCN 光 with フレッツを開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について料金表規定する月額料金から600円 (648円) (月額) を減額して適用します。

3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしてします。

附 則 (平成31年1月30日 NS才第00444658号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している次に掲げるOCN 光 with フレッツに関する料金その他の提供条件については、平成31年3月31日までの間、なお従前のおりとしてします。

区分	内容
タイプ1のプラン5からプラン8	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4又はメニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー2に相当するものとして提供されることとなる電気通信サービス
タイプ2のプラン5からプラン8	

	に係るものに限ります。
--	-------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いは、なお従前のおりとします。